

第五十八回国会
衆議院

物価問題等に関する特別委員会議録 第九号

(三八〇)

昭和四十三年四月二十三日(火曜日)

午後三時四十八分開議

出席委員

委員長 八百板 正君

理事 砂田 重民君

理事 唐橋 東君

理事 和田 耕作君

青木 正久君

坂村 吉正君

広川シズエ君

伊賀 定盛君

有島 重武君

出席政府委員

公正取引委員長

事務局長

経済企画庁国民

生活局長

大蔵省銀行局長

厚生省社会局長

委員外の出席者

公正取引委員会

事務局長

品表示課長

経済企画庁国民

生活局参事官

経済企画庁国民

生活局消費者行

政課長

厚生省環境衛生

局環境衛生課長

厚生省環境衛生

局食品衛生課長

厚生省環境衛生

局乳肉衛生課長

厚生省環境衛生

局衛生課長

厚生省農務局課

事課長

農林省農林経済

局消費課長

通商産業省企業

局次長

通商産業省企業
局消費課長 谷村 昭一君
国民金融公庫総
裁 河野 通一君

四月十八日

公共料金の値上げ反対等に関する請願(川上貫

一君紹介)(第四二六一号)

同(田代文久君紹介)(第四二六二号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四二六三三三)

同(林百郎君紹介)(第四二六四号)

同(松本善明君紹介)(第四二六五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

消費者保護基本法案(砂田重民君外二十四名提

出、衆法第二二一)

〇八百板委員長

これより会議を開きます。

消費者保護基本法案を議題とし、審査を進めま

す。

前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。村山喜一君。

〇村山(喜)委員

まず初めに八塚さんに、消費者

金融という問題は最近非常に大きく叫ばれてまい

りました。あなたのところの消費者行政課という

ところでも、小内進一君あたりが「消費者金融の

概要」というものを「消費者行政」の中で取り

上げておいてなるようにございます。それも

ちょっと拝見をいたしましたし、それから私が資

料としてここに集めましたのは住友銀行の「経済

月報」、それから「金融論講座」、それに富士銀行の

調査部の「調査時評」、それから雑誌「金融」の

二月号、こういうようなものからたまたま集めて

まいりました。

〇八塚政府委員

後段のほうでございしますが、私

も、正直に申しまして金融関係については十分な

知識がないものでございしますから、内閣と申しま

すか、政府においてどういった概念でやってお

るかにございましては、大蔵省あるいは通産省等

たいと思うのですが、消費者金融の、特に賦払い

信用販売と物価との関係ですね、これは関係があ

ると考えますが、どういふふうにお考えになって

おるかというのをあなたにお尋ねしたいので

す。

そこで、その前に、一体消費者金融という概念

規定は内閣において統一されているのかどうか

この点についてもそれぞれ所管省からお尋ねいた

したいのですが、消費者信用並びに消費者金融と

いう概念はどういふふうに確定づけておいてにな

るか、その点もあわせてお答えをいただきたい

います。

〇八塚政府委員

後段のほうでございしますが、私

も、正直に申しまして金融関係については十分な

知識がないものでございしますから、内閣と申しま

すか、政府においてどういった概念でやってお

るかにございましては、大蔵省あるいは通産省等

からお答えいただいたほうが適切ではないかという

ことで、後段の点につきましては私あまりの確

ことを申し上げられないので、御了承をいただい

と思います。

前段の消費者金融と物価との関係でござい

ますが、物価と申しますより、むしろ具体的には消費

者物価の現状のような値上がり傾向、これにつ

まして問題にならうかと思ひます。もちろん理論

的にはいろいろな物価上昇の原因であるわけでござ

いしますが、とにかく物価の値上りの一つの重

要な要素としては、需要の強調と申しますか、需

要面からの問題があるわけでございまして、その

需要といふのは、そういう消費者の購買、そ

のためには現在の所得からの購買のみならず、そ

ういふ金融を得て物を購買するという点におい

ては、もちろん関係があるわけでございします。た

だ、御承知のように、日本の場合には、一般的に

まだそれほど消費者金融というものが欧米諸國の

ように大きな量的なものになっておりませんの

で、たとえば物価のために、あるいは国際収支の

観点からというように金融引き締め等が問

題になります場合も、特に消費者金融というもの

が大きな役割を果たすというふうな状況には

なっておりません。ただ今後、現在のような生活様

式というものが進みますならば、今後におきまし

ては消費者金融という問題は、そういう財政政策

上あるいは物価政策上の一つのかぎになると思

いますが、現在の段階ではそれほど大きなウエー

トにはまだなっていないのではないかとはいふ

に考えるのでございします。

〇村山(喜)委員

通産省見えていますね。――現

在信用販売の貸し倒れというものがどれぐらいある

のですか。

〇下山説明員

十分に把握いたしてはおりません

けれども、おおむね一、二%ではないかと思ひま

す。

〇村山(喜)委員

これは取引量の一、二%です

か、件数の一、二%ですか、金額にして一、二%

ですか。

〇下山説明員

金額にしての一、二%でござい

ます。

〇村山(喜)委員

そうすると、その一、二%の相

当額は幾らになりますか。

〇下山説明員

割賦販売の金額を幾らと見ると

いうことでございしますが、全体といたしまして

は、これは事業者に対する割賦販売も含めまし

て、小売り段階の割賦販売の売り上げ高は大体二

兆円程度、それから消費者に対する賦払い信用新

規供与額が一兆円程度、このように考えておりま

す。

〇村山(喜)委員

これは消費者金融実施状況一覧

という、「金融」という雑誌の二月号に

出ているのですが、割賦販売業者等向け運転資金

貸し出し、これを見てもみますと、全国銀行、それ

に信託銀行、長期信用銀行、相互銀行、こういう

一

第二類第六号

物価問題等に関する特別委員会議録第九号

昭和四十三年四月二十三日

昭

和

四

十

ようなところから貸し出されている金額が出ておられますが、あなたの方のほうでは幾らというふうに押えておいておられますか。

○下山説明員 お手元の資料がよくわかりませんが、私どものものによりますと、九千二百億という数字が出ております。

○村山(喜)委員 それに対して、これはそういうような業界に対して貸し出している運転資金ですが、消費者金融の残高推移を見ていた場合に、これはどれぐらいになっているわけですか。資料はどういうようになっているわけですか。

○下山説明員 残高としては、二千三百億でございます。

○村山(喜)委員 それはいつの資料ですか。

○下山説明員 四十二年の十二月末の日銀の調べでございます。

○村山(喜)委員 その内訳はどうなっていますか。

○下山説明員 消費財サービス購入資金として八百六十八億円、住宅資金として千四百七十二億円でございます。

○村山(喜)委員 その金融機関別のものがわかりますか。

○下山説明員 これは都市銀行として五百七十一億、地方銀行が一十億でございますが、信託銀行、長期信用銀行、信託勘定三百三十三億、相互銀行四百三十五億でございます。

○村山(喜)委員 それはローン別にわかっていますか。その傾向は、たとえば消費財については都市銀行、あるいは住宅については地方銀行とか、そういうようなのはわかっていますか。ウエイトです。

○下山説明員 大体の傾向といたしましては、たとえば乗用車、電化製品等につきましては都市銀行、地方銀行が主でございます。それに対してまして住宅資金のほうは、地方銀行が一番ございまして、それから相互銀行、信託銀行が並び、都市銀行がちよっと落ちていて、こんな感じがいたします。

○村山(喜)委員 その二千三百億の中には、信用金庫などが入っておりますか入っておりますか。

○下山説明員 入っております。

○村山(喜)委員 これは大蔵省が来てから私は詰めてまいりますが、昨年の九月末における消費者金融の構成割合を見てまいりますと、信用金庫、相互銀行、そういうようなものまで含めまして三千八百三十二億円でございます。そこで、二千三百億というの、都市銀行なりあるいは長期信用銀行等の数字であると思うのです。そのほかはまだ信用組合とかその他もあるとすれば、まだこれよりもふえていく。それから業者向けの割賦業者関係の分も、これは一兆円をすでにこえているのじゃないかというふうな推定をされるわけですか。

そこで、こういうような問題について、私はふしぎでならない問題がございます。というのは、サラ金業者といわれている町の金融業者から、月九分くらいの高利の金を借りまして、そういうような高利の金を借りまして、現金を入手して、そうして秋葉原に行くと、即金で売って電化製品、カラーテレビを買います。それと、こういうようないわゆる長期月賦支払い、頭金を三分の一ぐらい入れて二年間ぐらいで支払いをするのと比べてみると、現金で買ったほうがたとえ高利の資金を出しても安く手に入る。昨年の十二月でございまして、八塚さん覚えておいてなると思うのですが、据えつけ料まで入れて十万円で十六インチのカラーテレビ、これは一流メーカー品ですが、これが手に入る。ところが、それを月賦で、私のところなんかで一つのチェーン組織の商店から買いますと十六万円、本体だけで十六万円です。その据えつけ料まで入れたら十七万円から十八万円。これは上野松坂屋で売ってあったのですから間違いないと思います。現金で買った十万円の手で手に入る。ところが、それを月賦で買った十八万円の手で手に入る。こういうような問題は、物価の政策の中においてやはり考えていかなければならぬ

問題点を含んでいるのだと私は思うのです。そういうような問題について、消費者金融というサイドから物価問題を洗い直して見る必要があると国民生活局ではお考えになっておられますかどううか、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○八塚政府委員 ただいま村山先生の御指摘になりました問題については、正直に申し上げて、私もそういう角度からあまり深く突っ込んで検討いたしていませんでした。私も同じく、そういう点が、いろいろ生産の構造なり流通の段階における構造的な問題あるいは消費者の態度の問題等、各方面からの問題点をきわめて象徴的に出しておる現象であらうかと存じますので、当初申し上げましたように、従来あまりそういう観点からは深く検討はいたしていませんでしたが、今後検討すべき問題として勉強したいというふうに考えております。

○村山(喜)委員 時代は三C時代という時代を迎えまして、いまの消費者金融の実績を見てまいりますと、消費財関係、耐久消費財を中心にして、乗用車と電化製品、これが中心で約半分ぐらい占めているようです。そして最近長期の——これははたして消費者金融というサイドの中に入れているのかどうか、人によって定義、範疇が異なりますが、住宅の購入、建築のために供与される信用というものは、通常五年以下の短期、中期の信用を消費者金融というのとはさすのだから、これは入るべきでないという説もあり得るわけですが、広く消費者金融という問題を考えた場合には住宅等に対するところの信用供与という問題も当然出てくるわけで、そうなるべくと、やはりこの問題については、国民生活の中において占める割合というのはいさめて大きい。特にそういうような割賦業者等に貸し付けている運転資金が一兆円をこえるという時代、そして消費者個人に対する金融がすでに四千億という時代を迎えてきた、こういうような状態の中にあつて、いまのような状態では金融機関もそのまゝの姿でいいということ

は、私は言えないと思うのです。特にこれから何をすべきかという問題をやはり考えていかなければ、消費者の生活というものは守れませんし、そして正常な流通機能という問題も働かないと思うのであります。その点について大蔵省としては、これらの消費者金融という問題をどういう角度からどの程度までいまの段階において把握され、そして将来の方向というものは、こういうような面においてやらなきゃならぬという指導原理というものをもちあわさるうかと思うのですが、澄田さん、あなたのほうから、御説明いただきたい。

○澄田政府委員 ただいまのお話の消費者金融の現状等についてでございますが、まだ消費者金融のウエイトとしては、アメリカ等に対しては相当おくれで、わが国においては、いまお話しのように、消費者に対する直接の金融あるいは割賦販売業者、チケット発行団体等に対する金融機関の金融というふうなものは、このところ急速にあつております。こういうふうな金融の今後のあり方等にも関連して、今国会で御審議願っております中小企業金融制度の答申が出たすぐあと、引き続きまして一般の民間の金融機関に対する特別委員会を設けまして、普通銀行等のあり方について検討しておりますが、その中の非常に大きな課題といたしまして、消費者金融とかあるいは住宅金融等の、そういった今後大いに伸びていくであろう金融の分野についてどう考えるか、従来の産業金融中心で、そしてその面の資金需要が圧倒的に大きかったというふうな状態は、今後逐次金融をめぐる環境が変わつてまいりまして、相対的には産業金融のウエイトというのが少しずつ低下をしていく、企業の設備資金その他の資金需要も、自己金融力によつてまかなわれる割合が高くなつてくる、こういうふうな状態において、一方、いまもお話がありましたような消費者金融の重要性というものが非常に増してきて、消費者の

立場から見ても望ましいような形でそういう金融が行なわれていくように、これは産業金融との間の関係等からいっても金融機関もそういう金融をやれるような形、そしてそういう資金需要に応じ得るような金融機関の制度面、あるいは個々の金融機関の経営面等で、どういふような形でそういう需要に応ずる量及び質の金融を供給できるかという問題を、一つの大きな課題として取り上げることにいたしておるわけであります。いままでのところ、今後の金融をめぐる環境の見通しという点から見て、今後日本における消費者金融というもののウェイトは非常に高まるであろうという一般的な認識のもとに、今後その問題の検討をいたしてまいりたい、かように存じておるところでございます。いままでの段階においては、何といつてもむしろ非常に追われて、そしてそういう金融面が逐次出てきてはおりますが、何としてもまだこの領域についてはこれからというところでございますので、十分そういう点を検討してまいりたい、かように存じております。

○村山(書)委員 今日銀行の消費者金融の中身を見てまいりますと、先ほども具体的に数字が出てまいりましたように、純然たる消費者金融というものが一割程度、それに対して、月賦販売業者に対する運転資金まで含めましてこれが三割ないし五割程度という額でございますから、歴史がもちろん浅いし、それから産業金融を中心にするというふうな状態で今日まで推移してきましたから、消費者金融というのは、これからの政策課題になってくることはおっしゃるとおりだと思つて、これはアメリカが三〇％、イギリス二〇％というウェイトから考えてまいりますと、確かに日本の場合には、まだそこまで歴史的な発展過程に至っていないと思つたのです。思いますが、これからはやはり、いまお話しのように、そういうような方向に向かつていくことは間違いない。したがって、それに対して一体どこが責任を持ってそういうような問題の処理に当たらなければならないか

という問題を、やはり考えるべき段階に来ているのではないかと。まあ銀行の消費者金融というのは、これは大蔵省の銀行局のほうでやられるわけでしょうが、また通産省は通産省で、割賦販売業者に対する割賦販売規制法等が今度の国会に提案をされておるわけでありますから、そういうような面からは業界に対する指導はなされるであろう。しかし、これは国民生活という問題から考えたら、経済企画庁でこの問題は国民生活局を中心に対処を願わなければならない問題だと思つておる。

そういうような問題を考えてまいりますと、これを調整するのはどこでやりになるのですか。この点を明確にしておかないと、それぞれのサイドにおいて金融機関は大蔵省、それから割賦販売業者は、これは幾らか消費者を保護するという立場においては今度の法案の中にも取り入れてありますが、そういうような業者サイドに立つほうは通産省、そして今度は、生活という問題を考えた場合には国民生活局、こういうふうになるだろうと思つたのですが、そういうような点からは、これらを調整する機関というのとは、どこがどのようにしてやるかというところを取りきめてございませうか。

○八塚政府委員 いまお話がありましたし、政府のほうからいろいろお答えを申し上げましたように、現在の段階までは、いろいろな問題を実際問題として含んでおると思つたばかりで、消費者金融についての行政は始まったばかりでございますので、はっきり申し上げまして、文書にいたしましたけれどもあるいは口約束にいたしましたも、特に協定等というふうなことではやっておりません。ただ、私も、いまのお話で触れられて考えることでございしますが、私どもの立場からいいますと、消費者金融というのは、これはある面では非常に必要なものあるいは必ずしも堅実であるというふうな生活態度を助長しない面もあるかと思つたが、一方では、当然今後の経済生活に対応して、いい意味の消費水準の上昇というこ

とが必要になってまいりますので、それに対しては適切な消費者金融の制度が整えられておるといふことが必要でございます。そういう意味におきまして、私どもの立場といたしましては、今後とも特定の立場を押しつけるというふうなことはもちろんまずいことでございまして、堅実でかつや長期的な生活設計に基づいて、そして適切に消費者金融を利用していくというために、いろいろな角度から、押しつけるという意味ではなくて、消費者教育というふうなものを今後進めてまいり、一方、具体的に今後とも消費者金融の問題については、あるいは金融機関のサイドから、あるいは割賦販売業者のサイド等から問題が起きますならば、私どももいたしまして、私どもの役所の立場においてそれぞれ発言もすれば、場合によっては調整、調節をしていくというふうなやりてまいりたいと思つております。

○村山(書)委員 今後やはり私は、国民生活局は消費者というサイドからこの問題をひとつ十分に検討してもらいたいと思つたのです。というのは、いままで消費者金融というのを見ておきますと、提携方式と非提携方式とございませう。この非提携方式の中には無担保の金融のものもございませう。ところが金利の面では、年六％のアドオン方式の約日歩二銭八厘ぐらいのものが消費財を中心にする金利なんです。それが長期の分になってまいりますと、月利あるのは年利に直しまして大体二銭五厘から二銭七厘、あるいは住宅金融の場合などは二銭五厘あたりでローンが行なわれておつた。一体この程度がはたして妥当なものであるのかどうかという問題もございませうが、問題は、やはり大量生産、大量消費の時代を迎えてきたわけですから、その中において考えていかなければならぬ側面が大体三つあると私は思ひます。

三つの側面というものは、第一に信用調査機関というものの整備であります。それから保険制度の確立、これが第一の問題点ではなからうかと思つたのです。第二の問題点は、消費者の啓蒙、教育の推進という問題。これが第二になされなければなら

ない点である。第三は、いま申し上げましたように、金利の引き下げとサービスの向上という問題が、この消費者金融を囲む問題としては残つていないと思つたのであります。それから内容の詳しいことについてはもう申し上げたことございませんが、いまお伺いいたしますと、それぞれのサイドにおけるものはあるけれども、この問題を総合的に、統一的に把握した政府としての方針なりというものは、私もいろいろ文献をあさつてみましたが、残念ながらございませう。ということはいまも八塚さんがお話しになりましたように、まだこれをどこでどういふふうにして調整をしようというものも、残念ながらないというところを言われたとおりでらうと思つたのであります。この問題については、これからそういうような大型消費の時代を迎えてくるのでございませうから、当然あらゆる面を検討して、消費者保護という立場を貫いていただきたいという点をこの際要望申し上げておきたいと思つた。

そこで、私はわざわざお忙しい河野国民金融公庫総裁にお出ましをいただいたわけでありませうが、いま政府金融機関というものが、民間の金融機関の補完的な任務を持ちながら、いろいろな中小企業対策の点について、乏しい財政資金をもとにしながら運営をやつていただいておりますことは、御承知のとおりでございます。今日のように中小企業の倒産件数がふえてくればふえてくるほど、そしてまた、金融の引き締めが強くなれば強くなるほど、それらの政府金融機関に依存する割合が増加していくのですか、窓口に殺到する割合も増加の一途をたどつておると思つたのであります。しかし、考えてみますと、中小企業金融公庫なり、あるいは国民金融公庫なり、あるいは商工中金なり、それぞれ取り扱ひの内容は違つておるとはいえ、同じような中小企業を対象にやつていらつしやるわけですから、そこで、この際やはりそういうふうな公的金融機関の場合でも、消費者金融という問題を政府の金融機関あたりでも——これから急にやれ

といつても資金量は足りないわけでございますが、急にはできないにしても、澄田銀行局長もおいででございますが、そういうような庶民金融機関的な、いわゆる個人の消費に金融の道をつける、信用を供与する、それは将来、その返還を確実にやっていくという方向でやるべき段階がそろそろ来ているんじゃないか、こういうふうに考えるわけです。それを考えてみますと、全国各地に広範な支店を持って、そして国民的なといひますか、非常に小さな生業資金のものに結合しております現在の国民金融公庫を中心に、消費者金融というものの道を公的金融機関においても切り開いていくという構想を持ちながら、民間の消費者金融の発展段階等、あわせ考えながら将来対処していくという方向の検討にそろそろ入るという段階にあると私は思うのですが、そういうようなのを始められる意思というものはないかどうか。そしてまた澄田さん、あなたは金融制度調査会にお出になったのですが、これは民間の金融機関はいかにあるべきかということとでやられていたと思うのです。私は、いま次元を別にした意味において、国民金融公庫というもの、公的な意味においてそういうようなものをこれからやるのだという課題を与えて、大蔵省あたりでも研究を願つたらいかかなものかと思うのですが、そういうようなものに対する御両者の御意見をこの際伺ひたい。

○河野説明員 村山さん御案内のように、いま私どもの法律制度の中では事業資金を貸すということになってしまつて、ただ例外的に、これは特別の法律ができておまして、恩給担保の貸し付けについては消費者に対する消費金融もやれるようになっております。現在、恩給担保貸し付けのうち六、七〇％は消費金融だと思ひます。しかし、これは御案内のように限られたものでありますので、一般的には事業資金であつて、消費者に対する消費金融はやらないというのがたてまえであります。

しからは、今後、国民金融公庫としては、一体この問題についてはどういうふうに考えていたらいひかという点であります。先ほど銀行局長からもお話しがありましたように、実は私も金融制度調査会に関係いたしておまして、一般的な金融制度の問題としては、これは消費者金融あるいは住宅金融というもののウェイトがだんだん大きくなつてき、しかも金融政策の運営の一つのやり方としても、消費者信用に対する規制あるいはこれを指導するやり方によつて、金融政策の手段としての効果もだんだん出てくるということと、一般金融としては当然そういった問題のウェイトがだんだん大になつてまいらると思ひますけれども、現在の財政資金というものが量的に非常に制限されてくる一方で、私どもの取り扱つております事業資金に対する需要がいま当面非常に強いのは、これは景気の情勢その他によるのでありましようが、基調的にどうしてもその需要に應じ切れないような状態になつております。そういう際に、一体その事業資金に回すべき財政資金をさいて消費者に対する金融に充てることがいかにどうか、そのプライオリティーの問題としては相当慎重に考えていかねばならないのではないかと。私も消費者金融を扱うことのよしあしについて、私はこれは当然研究しなければならぬと思つております。今後そういうことは前向きには研究いたしてまいりたいと思ひますけれども、いまの財政資金の状況から見ても、事業資金をさいて消費者金融に回すことがはたして国の政策としていいか悪いか。これはおそらく私が申し上げるよりも、むしろ大蔵省の銀行局長あたりの御答弁のほうがいいかと思ひますけれども、どうもまだ財政資金をさいてそちらへ回すのには、その時期には来ないのじゃないかという感じが私には私にはいたしてならないのであります。そういう点はもう少しこれからの推移を十分に検討いたさなければならぬと思ひますけれども、目下のところにおいてははどうもそういう感じがいたしてなりません。そういう意味におきまして、私どもと

しては、やはり私どもの使命を十分に達成していきまうためには、まず小口の事業資金に対する強い需要にできるだけ応ずるようにしていくことが第一である。このほうが一応のめどがついて、だんだん資金的にも余裕ができたという段階において初めてそういった問題に取り組む段階ではないか。非常に大ざっぱな、ばく然としたお答えに申して申しわけありませんが、たゞいまのところはこのように考えております。

○澄田政府委員 消費者金融につきまして、当然これからの金融のあり方として、制度なりあるいはその制度の内容等についてもどういうふうな考案方でもやつていくべきかということ、先ほど申し上げたように、民間金融機関のあり方と取り組むべきであるかという検討に入つておるわけでございますが、いま国民金融公庫の総裁から申し上げたことと結局同じことになるわけでございますが、今後の消費者金融の将来というものを考え、また日本より先に進んでおります国々の消費者金融の姿というのを見た場合におきまして、これは消費者金融という中にもいろいろございまして、耐久消費財とかあるいは住宅であるとか、住宅の面は、御承知のとおり住宅公庫というような制度もあるわけでございますが、自動車と耐久消費財を中心とした消費資金、自動車のこういった面の問題は、やはり今後大いに発展するであろうという発展の資金量等を入れて考えてみましても、これは民間金融機関がどういふふうにしてスムーズに、消費者のためから見て望ましいような金融ができるようになっていくかという、あくまでも民間金融機関が主体であり、そしてまた、そういう形で諸外国でも発達をしておるわけでありまして、限られた財政資金という点もあわせ考へて、これはあくまでもやはり民間金融機関が主体である、こう考えるわけでございます。広い意味の消費者金融の中に入りまう生活資金的な金融については、恩給担保貸し付けあるいはそのほかの国債等の担保貸し付け等、非

常に限られた範囲で現在も国民金融公庫からそういう資金が出されているわけでありまして、そういった面の消費者金融というものは、政府金融機関のあり方の問題として、今後なお常に前向きに検討していかなければならない問題ではなからうか、かように存じております。

○村山(書)委員 河野総裁、これでお帰りをいただいてけっこうでございますが、ただ、国民金融公庫と「国民」という名前が冠せられる以上は、いわゆる企業者でなければ国民じゃない、恩給受給者でなければ国民でない、それは私はおかしいと思ひます。名前からいひまして、消費者も国民の一人であることは間違ひがないのです。将来得べき収入を基礎にしまして信用を供与していく、もちろんそれには確実な担保とかあるいはその他の保証物件を必要とするでございましょうが、そういうような意味において、公的にも住宅公庫みたいなものと同じような形において利用すべきものが、これからつくられていくのが至当ではないか。そうでないと、あまりにもいままでの企業のサイドばかり重視してきた日本の経済が、今日のようなゆがみを生じたことは事実です。確かに、おっしゃる通りに、今日においても零細な中小企業者の資金需要というものが非常に多くて、いまでもワケが足らない状態にある中で、それは無理であろうと思ひます。無理であるけれども、これは将来に目を向けていたで、そういうような時代が必ず来なければならぬ、また来ると私は思ひます。その場合にあつては、たゞくのが至当ではなからうかと思ひますので、ひとつ政策課題として今後大いに検討していただくことを要望いたしまして、あなたに対する質問は終わります。

そこで、先ほど澄田さんからお話がございました住宅公庫等の場合を考えてみますと、新築の家を建てるのに一戸当たり大体七十五万円くらいしか貸してくれないのです。どんなになかでも、これでは骨組みしかできないような状況なん

す。だから、銀行の住宅ローンなどは五百万円というふうなものがありまして、最近においては一千万円のローンがあるんですね。そういうふうになつていく状況の中では、全体の要求を満たしていく意味において、そういうふうなところで頭を押えなければ、金も足りないというところはわかりませうけれども、公的な措置として住宅政策を国が推進していくのであるならば、一件当たりの融資金額をもっと引き上げる措置をとらなければ、公的機関が住宅に対する貸し付け政策をやっておりますというところは言えないと私は思うのです。だから、実情に合うように、逐次一割ぐらいずつ、あるいは二割ぐらいですが、建設費の単価の上昇に見合う分くらいは引き上げておいていくようにありますけれども、これもやはり近い将来において私は再検討されてしかるべきではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○窪田政府委員 この問題は、常に御指摘を受ける問題の一つでございますが、その場合に戸数の問題と、それからいまだお触れになつた単価の問題と、限度を資金の何割ぐらいまで貸すか、こういう問題との関連になるわけでありまして、住宅事情等も、とにかく最も内輪に見積もっても少しずつ生活の内容を向上していくということで、単価、面積等も逐次引き上げていく必要があるというところは、まことに私も痛感いたしました。その中でございますが、一方、戸数の要求も非常に強い。その両方のかね合いということになって、個々の貸し付けの金額がどうしても低いところを押えられるという結果になつていくわけでありまして、はなはだ残念なわけでございますが、この点は、できる限りやはり今後とも引き上げる努力をすべきことであらうと思ひわけでありまして、いたずらに戸数をふやすということでは一件当たりが非常に小さい金額になるということでは、かえつて目的を達しないという場合も十分考えられるわけでありまして、前からの問題でございますが、今後ともこの点は十分検討してまいりたい、かように存じております。

○村山(喜)委員 そこで、現在行なわれている消費者金融の態様といふことが、そういうものを私も整理してみたのでございます。これは通産省と大蔵省の両方が担当になるかと思ひますが、預金を担保とする銀行のクレジットカード、あるいはファミリーローンとかパーソナルローン、デパート、月賦販売業者と結びついて行なわれているローン、第二には、専門店のチケット販売、月賦販売による信用担保のもの、あるいは三番目には、ミシン、電気業界等に見られるような一定額の積み立て金、頭金によって販売し、残金を月賦で返済をさせる、それから四番目には、自動車メーカーが販売会社の信用保証をして、銀行が信用供与を行ない、消費者が月賦で返済をするもの、それから五番目に、住宅ローンに見られるように、不動産会社が銀行と提携をして、利用者が月賦で返済をするもの、こういうような形態のものがいろいろあるわけですね。それらの中から、私がこの際通産省にお尋ねしておきたいのは、一体現在の信用調査機関というものがどういふふうな状態になつておられるのか、これについてどのような状況であるか、あなた方は把握しておいでになるか、説明を願つておきたいと思ひます。

○谷村説明員 いまの件でございますが、通産省の認可いたしました財団法人日本割賦協会というのがございまして、この日本割賦協会はいわゆる割賦業者の集まつた団体でございますが、その中に信用情報交換所というものがございまして、そこではいまの消費者の信用調査を実施いたしております。また非常初期の段階で東京地区のみでございますが、通産省といたしましては、その信用情報交換所を拡大強化してまいりまして、消費者信用の調査を実施してまいりたいと思ひ、これについていろいろ助成策も考えてまいりたいと思ひ、現在おる段階でございますが、まだそういう意味では非常に初歩的な段階と申し上げたほうがいいかと思ひます。

○村山(喜)委員 この日本割賦協会、これは機能が発揮しているんですか。昨年、同協会が、自転

車振興会からの補助金をもらつてヨーロッパの割賦事業調査団を派遣しましたね。その調査団を派遣したけれども、一体派遣をされた団員がレポートを出したけれども、その実際にいった人が書いたんですか。そしていまだどれだけの信用調査のカードを集めておられるんですか。

○谷村説明員 昨年参りましたヨーロッパの調査団につきましては、行きました者が報告書をまとめております。これは非常にりっぱな報告書でございます。まして、実はきょうそういう御質問があるというのをわれわれ知らなかつたものでございまして、報告書を持参してまいりませんでした。が、ヨーロッパの事情等につきましては相当詳しく調べた報告書ができておりますので、御必要でしたらあとで提出させていただきますと思ひます。

なお、現在集めておりますカードでございますが、いまの消費者信用につきましてはやり方は、いわゆるブラック—ブラックということばが、いか悪いかわかりませんが、過去に消費者の中で賦払い金の滞納をしたとか、そういうような事故のあったものの名前を集めておる段階でございますが、これがよくやく十万件程度現在集まつておるわけでございます。

○村山(喜)委員 十万件ぐらいでは信用調査をしたとは言えないわけですね。非常に微々たる数だ。ブラックリストを集めるにしても、もっと徹底した調査をやらなければならぬのにもかかわらず、いまの信用販売の現状を見ても、これは商品別、メーカー別にてんでんばらばらのやつをやつて、消費者の信用調査を行ないながら貸し付けをやつて回収を行なつておるのだけれども、貸し倒れがどんどん生まれておるという状態もあるわけですね。だから、そういうようなことを考えてまいりますと、これは非常にむだです。しかも割高になる。だから、それに関連もして、今度はまた、それだけの貸し倒れみたいなものが出るのですから、コストも物価の中に織り込んでいく。先ほど、一%ないし二%は、そのようなことで不渡りのような状態が生まれておるとい

うことをおっしゃつた。まさにそのとおりです。一%ないし二%は商品の価格の中にこれを織り込んでやらなければ、そういうような危険性が出るんですね。それだけ物価が上がるという形にならざるを得ないわけですね。そういうような問題を考えたいわけですね。これは単に日本割賦協会にまかせれば済む事なのか。それは委託業務としてやられておるのですか。それとも補助金を渡して、君たちは信用販売というものをこれから伸ばしていかなければならぬから、君たちの団体で適当にやりなさい、こういうような形でおやりになつておるのですか。

○谷村説明員 現在の段階では協会の自主的な事業としてやつておるわけでありまして、やり方等いろいろわれわれの考えも申し上げておるわけでありまして、事業の性格自体としては、民間の自主的の事業でございます。

○村山(喜)委員 窪田さん、昨年一年の間に、一万四千数百件の中小企業の倒産がございましたね。金額で約三千九百九十九億と新聞は報道しておつたようですね。約四千億。それらを考えると、いまは金融機関、銀行がこれに關与してないはずはありませぬ。そういうような不良の倒産状況になつたものには、いろいろ理由もありましよう。銀行取引停止を食らつてつぶれるものもあるわけですね。だから、銀行がそれブラックリストをつくらうと思つたら、銀行が協力しようと思つたら、五十万や六十万のブラックリストを用意することは可能だと私は思うのですが、そういうようなものを、通産省の信用販売の信用調査というふうなものとは合わせながら軌道に乗せるという考え方は、あなたはお持ちになりませぬか。

○窪田政府委員 銀行の場合は、御承知のとおり、不渡りになりました場合には割賦金融機関に不渡り処分をいたしますと通知をしておるわけでございます。そういうような形になつたものについては、これは手形交換所で全部まとめていくというふうな制度がございまして、その範囲に

おいてはわりあい資料を集めやすいわけでございます。ただ、いまお話し、あるいは私が十分に理解をしていないで間違っておるかもしれません。消費者信用、消費者金融という場合の消費者というものは、消費者金融という場合には消費者と、これは従来銀行が信用調査をしておる、あるいは手形の不渡り処分になったものについて、ある点があるというふうな、そういう範囲ではカバーし切れないのではないかと、かように思うわけでございます。もちろん銀行のいままでのそういう調査というのは、これは信用のあれでいけば産業金融、産業金融のその面の取引先の調査というふうなものになるわけでございますので、そういう点から見ると、いまお話しした点はなお検討と申しますか、ちょっとここで積極的にお答えをするにはもう少しと調べてみたいというわけでもない点もあるわけでございますが、いずれにしても、金融機関としても、先ほど来お話に出ておりますような消費者金融というウエートが将来高まってくる、その中には割賦販売等のそういう業者、そういう事業者に対する金融もあれば、もちろん消費者に対する直接金融もあるわけでございますので、将来は金融機関としてもそういう信用調査、そういうものを整備し、そしてそういう方法も十分開発していかなければならないわけでありまして、将来の問題としては御指摘のようなことも検討する問題ではないか、かように存じます。

○村山(喜)委員 もう時間もそろそろでございますので、これでやめますが、アメリカにおいては小口融資法という法律がある、金融機関が直接の貸し付けでなくても、そういうような専門の金融機関が生まれて、それが消費者金融の道をつけておるわけですね。しかも低利の資金が消費者に供与されておる。日本の場合には、預金を持っていてる者についてはいろいろなローンが行なわれる。しかし、民間の場合でも、信用力のないものについては全然資金を供与するはずはありませんし、そういう中において消費者金融というものがいか

にあるべきかという問題は、これはきわめて大きな今後の政策問題だと思つております。御承知のように、スウェーデンでは一九六一年に大蔵大臣が調査委員会をつくりまして、六六一年に白書が提出されるまでに世界じゅうの学者や権威者に委嘱をして研究をさせ、現在の制度をつくらせておる。そういう実績等もあるやに聞かれています。そういうような点から見ると、今後の消費者の生活という面における大きなウエートを占めるわけでございますから、これは特に大蔵省もそうでございますが、経済企画庁の国民生活局としまして十分これらの点については検討をお願いしたい。特に消費者金融の取り扱い銀行の状態を見てみると、自動車から住宅から電化製品、ピアノ、教育、電話、一般資金その他金融機関別の数字をずっと拾い上げてみますと、都銀が十三のうち十二、地銀が六十三のうち六十一、信託銀行は七つのうち七つ、それから長銀は三つのうち二つ、それから相互銀行は七十二のうち六十三、信用金庫は五百二十三のうち四百九十五、こういうような数字が出されているように、ほとんどの金融機関が、これから取り組もうという姿勢の中で取り扱っていることは間違いない事実であります。その中身等についても、融資額あるいは融資条件、担保、返済期間、方法、金利、保証料、取り扱い地区、いろいろな要素がローンの概要の中に入っておりますことも事実でございますので、そういうような点についても、これは金融制度調査会で検討していただくのはけっこうなことでございますが、やはり専門的な構想の中において将来の問題の展望をはっきりさせながらやっていただかないと、現在でも、消費者金融とは何ぞやということが内閣の統一した見解として十分にわれわれに示されていないような状態の中では、これは困るのでございます。これは研究課題として私はおいておきたいと思つますが、しかし、ここに消費者基本法が生まれる場合においては、やはりそういうような問題も、この中において将来の政策課題として考える場合には、基本的な問題として取り上げて

論議すべきではないかという気がいたしましたので、この問題を質問をいたしましたわけでございます。そういうような意味において、これは担当の大臣がお見えにならないのはまことに残念でございますけれども、それをまともに八坂さんのほうからでも、今後の決意をひとつさらに明確にしたいと思つた。

○八坂政府委員 だんだんに御指摘があったわけでございますが、消費者金融の問題は、確かに国民生活という面からきわめて重要でございますし、今後ますます重要性を増してくると思つております。反面、消費者金融の問題は、金融制度の問題であり、あるいは産業——産業と申しますか、生産あるいは流通の各段階における問題でもございまして、きわめて多方面にわたつておると思つて、私どもの立場におきまして、国民生活に消費者保護というふうな立場におきまして、多方面にわたつておる関係各省と十分連絡をとりまして、御趣旨に沿うように今後検討を進めたいと思つております。

○村山(喜)委員 澄田さん、あなたのほうでは最近クレジットカード・ユニオン、これが非常にふえておるわけですね。これは金融機関の別会社のよるな形でやっている向きも相当あるようでございますので、これらに対する内容の調査、指導、こういうような面についても格段の努力を要請いたしまして、私の質問を終わります。

○八百板委員 武部文君。○武部委員 このたび私どもが提案をいたしました消費者保護基本法案の第十七条に、消費者の組織化ということを私どもはうたつたわけでありまして、この第十七条は、「国は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとす。」という第十七条を設けたわけでありまして、したがって、これに関連をして、これから特に生活協同組合の問題について政府の見解を求めたいと思つております。

そこで、最初に、四十二年三月十三日閣議決定、「経済社会発展計画に関する件」という、新中期五カ年計画というものが決定をされておるわけでありまして、その中に具体的に指摘をしておる項目で「消費者保護および消費者教育の推進」の中に、「消費生活協同組合等民間の消費者組織の効果的発展をはかる方向で適切な措置を検討する。」という項目が、一項目記をされておるわけでありまして、自來一年余りを経過をしておるわけでありまして、この発展計画に従つて政府としてはどのような具体的な措置をおとりになったのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○今村政府委員 お答え申し上げます。この閣議決定といひますか、五月、六月の予算編成ではいろいろなものを出しました。たとえ生活協同組合そのものの振興という点におきましては、例の都道府県を通ずる貸し付けというふうなものも予算も、現在千三百万でございますけれども相当大きなもの、それから協同組合連合会、これに対するいろいろな助成措置というものをいたしました。御承知のように、財政的な、要するに総合予算主義とかあるいは硬直化というふうな問題で新規はほとんど入れないというふうなことで、申しわけない次第でございますけれども、従来どおり都道府県の貸し付け金というものは横ばい程度で入つておるという状況であります。

○武部委員 四十三年度の予算を見ると、あなたがいまおっしゃったように、新規のものはほとんど見るべきものがない。したがって、政府としてこの経済社会発展計画に関する五カ年計画の指摘について何ら積極的な政策が見られない、私はそう思うのです。したがって、あなたの方としては、生活協同組合について積極的にこれを育成する、という意思があらうのかどうか、その点をまず……。

○今村政府委員 お答え申し上げます。これは生活協同組合ばかりじゃなしに、たとえばいろいろな日常生活用品のテストの問題、そのモニターの制度の問題、いろいろな予算要求としては夢も交えて出したわけでありまして、結果にお

定、「経済社会発展計画に関する件」という、新中期五カ年計画というものが決定をされておるわけでありまして、その中に具体的に指摘をしておる項目で「消費者保護および消費者教育の推進」の中に、「消費生活協同組合等民間の消費者組織の効果的発展をはかる方向で適切な措置を検討する。」という項目が、一項目記をされておるわけでありまして、自來一年余りを経過をしておるわけでありまして、この発展計画に従つて政府としてはどのような具体的な措置をおとりになったのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

いは前年どおりの予算ということであります。ただ、私もそれであきらめていたわけではありませんが、具体的に生活協同組合の推進と申しまして、事実上は、いろいろな講習会あるいは指導者の養成というふうな非常に事務的な問題になるもので、新設としては非常に芽を出しにくい、こういう状況でございますが、そろそろまた予算時期にも入りますので、心機一転していろいろなものを考えたい、こういうふうに考えます。

○武部委員 それならば具体的にお聞きをいたしますが、現在制度的に認められておる各種の協同組合、たとえば医療生協あるいは共済生協、農協とか、そういうような協同組合主義という立場に立つならば、あなた方は共通な立場に立って、その基盤の上で運営されるというふうに考えてよろしいですか。たくさんあるけれども、大体みな同じ基盤の上に立ってそれは運営されるべきものだというふうに私は理解したいのですが、それでよろしいですか。

○今村政府委員 大体協同組合というのは、みな小さな企業あるいは農民というふうなものが集まって大きな力を出そう、あるいは生活の合理化、あるいは企業経営の合理化をやろうというところでございますから、基本的には同じような系列のものであると思います。ただ、生活協同組合というのは、生産活動あるいは企業活動とは違いますが、第二条にありますようにロッヂデール原則ということで、いわゆる生活の改善向上だということ、そこにおのずから若干の違いは出てくるんじゃないか。農協にしても中小企業にいたしましても、いわば企業の防衛あるいは前進という意味も含まれておりますので、やはり生活協同組合という点では若干ニュアンスが違ってくる。しかし、基本的には同じようなものじゃないか、こういうふうに考えます。

○武部委員 そういたしますと、いまの段階で消費生活協同組合というものが立ち立って特殊な取り扱いを受けておる。私はこれから具体的な例をあげますが、そういう点について、各種の協同組合は、そういう立場からあなたの御答弁を受け取るとするならば、現行法の中で特に消費生活協同組合というものが立ち立ってそういう差別を受け取ることについては、抜本的に法の改正なりそういうことについては用意があるというふうに理解してよろしいですか。

○今村政府委員 御趣旨非常によく然とした大きな問題でございますが、たとえば農協、それから中小企業というふうなものとこの差ということで、一番はつきりしておりますのが員外利用の問題、あるいは都道府県地域生協であります、都道府県の範囲に限るとかいうふうな問題、それから税法の問題につきましても、例の留保金の二分の一損金算入というものも認められてはおりますが、最高限度が頭打ちになっておるというふうな問題、これはいろいろございまして、これにつきましても私は私どもとしても全力をあげて今後とも打開の道を見つけていきたい、こういうふうに考えております。

○武部委員 いま具体的な二、三のお話を言われました。私のほうから具体的にお聞きします。現在の消費生活協同組合法では、都道府県のワタ内からはみ出しておる、こういう現実の場面に立つならば、当然この第二条の法文というものは改正すべきだというふうに思いますが、それについてお伺いしたい。

○今村政府委員 お答え申し上げます。それは何も生協ばかりとは限りませんが、たとえば東京でいいますれば首都圏とか、あるいは近畿圏とか、ものすごい都市の人口集中ということで、厚生省関係のいろいろな営業関係なり衛生関係なりにしても、機動的に能率的にやるようには直さなければならぬという問題が相当ございします。その中で、やはり生活協同組合におきましても一都道府県というものが非常に窮屈になってきておる、こういう実態は私どもも感じております。ただ問題は、これは普通の企業とは違っていて、やはりその地域地域のコミュニティといっています

か生活共同体というふうな限定があつて、その上立っていろいろな活動をするのだということがありますので、二十四年の法制定当時におきましては都道府県を境界とするというふうなかつこうで、一組合が全国をのし回るといふふうなのはあまり思われない、むしろそれは生活共同体の基盤を無視するものではないかというふうな御議論が国会ですらもありまして、都道府県単位ということになったのであります、おっしゃいますように、ことに東京、大阪、名古屋、そういう大都市圏につきましても、これは法制的にも地方自治法の関係もあると思いますが、根本的に考え直さなければならぬ時期にきているのではないかと。ただ生協法だけが、そこですばと飛び出せるものかどうかというふうな問題も一つございします。

○武部委員 大体的方向はわかりました。それでは時間の関係で次に移ります。

員外利用のことをいまもちょっとおっしゃっていただいたと思いますが、員外利用を禁止しておるわけでありまして、そこで、農協あるいは農業協同組合、あるいは中小企業協同組合、こういうものについては二割を限度に員外利用を認めておられます。そういう点から見ると、先ほど言うように差があるわけです。したがって、こういうふうな二割を限度とした程度に員外利用を認める、こういう点についての考え方はございせんか。

○今村政府委員 この辺から非常にむずかしい私どもの悩んでおります問題に入りますが、この生協法ができる当時、私も担当の衝にございまして、最初はそうむずかしい条件——現在ありますように十二条の三項だけしかありません。したがって四項、五項、六項というふうな非常に厳密なむずかしいものはなかったものでありますけれども、その後いろいろ中小企業との競争その他生協自身の活動の内容、いろいろありまして、いろいろむずかしい条件が国会で議論された上であつたわけでありまして、私どもとしては、やはりこの三項にありますが、「但し、当該行政庁の許可を得た場合は、この限りでない。」その辺の運用で相当の

ものはいけるのではないかと。これは専売品の問題にしましてもあるいは米の問題にしまして、いろいろの員外利用というふうなものを認めるという方針でやっておりますが、ただ、だれでもかまわぬ、二割ならいいんだというふうな問題は、やはり農協あるいは中小企業の特長性と生活協同組合の特長性を考えますと、一気に割り切りにくいので、その辺は、実は私ども迷っております。

○武部委員 私は、いまあなたの答弁ではちょっと満足しません。少し見解を異にいたします。しかし、現実にはこの十二条の第三項ですね、ただし書きの中で、そういうような方向に向かって検討することならば、またあらためてこれは議論することはできると思うのです。したがって、私どもとしては、二割を限度として認めておる他の協同組合があるのに、生活協同組合だけをそのらち外に置くということについては納得いけません。したがって、二割以上にすると言っておるのじゃないのですから、せめて同列に取り扱う必要があるのじゃないかということ指摘するわけですから、その方向でひとつ御検討をいただきたいと思います。

次に、自己資金の問題ですが、この間も和田委員のほうから、日本において消費生活協同組合が発展しない原因はどこにあるのか、こういう質問をあなたにしていただきました。日本における生活協同組合が発展しない原因は、いろいろたくさんあると思うのです。しかし、現実には自己資金が十分でない、こういう点にも私は大きな原因があると思うのであります。したがって、そういう点については、ほかの協同組合、特に農業協同組合、そういう法律については資金の充実にわりあい認められておるといふ点で、同様に取り扱いが必要があるのじゃないかと思うのですが、この点はいかがでしよう。

○今村政府委員 これは直接的には、先生、例の一千万円頭打ちの問題、租税特別措置法の問題を前提としてお話ししたいと思います、その前に、やは

り生活協同組合の実際の日常の生活合理化というのが非常に魅力あるものならば、どんどん組合員もふえ、組織もふえるというかつこうになるだろうと思いますけれども、その辺の日本の特殊事情、この前申し上げましたように、中小企業が非常に多くてひしめき合っており。その中において、生活協同組合のほうにはるかに能率がいいんだ、組合員のほうが有利であるというふうな経済的な条件を出すということは非常にむずかしい状況にある。その辺、いわゆる組合員の伸び、それから出資金の伸び、その辺が思うようにいかないという組合員側の一つの事情、組合側の事情もあるかと思えます。

先ほどの、例の租税特別措置法の問題につきましても、三十五年までは農協それから中小企業、同じように特典を受けておりました。三十六年からすばつと全部切られて、三十九年に農協と中小企業協同組合がまた復活したという状況のときに、生活協同組合だけは、まあいろんな問題が重なりましてうまくいかない。昨年やつと一千万という前提をつけた上で復活をしたということでございます。これは私どもとしては、できるだけ上のほうに上げてもらいたい、あるいは、農協、中小企業と同じようなところで、そういう限度を設けられないでいただきたい、こういうふうな気持ちでおったわけでございますけれども、その当時、とにかく農協、中小企業と同じように入れてもらおうということが先決だというので、やむを得ず一千万というふうな仕組みになったものと考えております。

○武部委員 いまお触れになったその租税特別措置ですね、これは、積み立て金の損金算入の問題ですね。いまおっしゃったように、いろいろ農協なり商工組合、森林組合、こうしたもののいろいろな経緯も承知いたしております。この一千万円というのは、四十年三月の参議院大蔵委員会の四党共同提案によって、決議でこれは行なわれたものでありますね。そういう点で、現在、出資金一千万円以下の組合にだけ認められる。現実には一千万

円という金額ですね、いま日本にある生活協同組合で現実に影響のある組合、ここではもう一千万円というようなことでは何ら影響がないのですよ。したがって、同様に差別をなくすべきじゃないか、こういう点を私どもは考えるわけですが、もう一回この点について、厚生省の具体的な今後の方針をひとつ明らかにしていただきたい。

○今村政府委員　お答え申し上げます。

それから、次は、組合員の資格の問題、これはいま個人に限定しておるようですが、この問題は、農業協同組合法等にいうところの団体加入の制度ですね、したがって、この法文でいきますと、第十四条、法人加入の禁止の条文になりますね。

いまの出資金一千万円以上、以下というふうに
分けて見ますと、連合会を除きまして、出資金一
千万円以下というのは全体の八七・九%、大体八

「法人は組合員となることができない。」この十
四条、組合員の資格の第十四条を改正する意味は
おありじやないか、その点……。

八%、それから一千万円以上というのは一・四%ということでございます。したがって、九割近くが一千万円以下ということでございます。ただ、問題になりますのは、ほとんど損金算入の剰余金を積み立てていけるといふうな力のあるものは、むしろ一千万円以上のグループに入っておるということが問題だと思います。私どもは、率直に申し上げますならば、一千万円という規定がついて申し上げますならば、

○今村政府委員　これは実は日協連のほうからいろいろな事情を聞いておりますが、私としましては、いまの段階で別なことを考えています。というのは、ロッヂデール原則、これは第二条にございます。これは、「一定の地域又は職域による人と人との結合」でなければならぬ。それから、「組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする」ものでなければならぬ。

くのは今後いろいろむずかしい問題があるので、あるいはこれを一年見送つてもう一べん手直ししたほうがいいのかという気持ちすらもいたしましたけれども、ただ、三十六年以降生協だけが取り残されたという状況で、この際やはりどうしてもそういう特別措置法の仲間入りをせなければならぬという気持ちもありましたので、一千万円ということを、これは国会でおきめになったことでございませうけれども、やむを得ない、こういうふうな思つておるわけですが、これはやはりもっと上のほうまで上げていただきたい、こういうふうな

生活協同組合というのは、普通その辺の株式会社じゃございませんで、やはり人と人との触れ合いという基礎の上に立った生活だ、いわゆるロッヂデール原則になると思います。その辺、法人でもどんだん入れてしまえという議論は、これは根本的に法のたてまえの問題じゃないかという気がするわけであります。具体的に私も詳しく、なぜ法人を入れなければならぬかということの分析はまだ進めておりませんけれども、たとえば火災共済で生協の建物を入れたとか、あるいは中小企業法の法人組織の会社を入れたとか、いろいろ御要

思っております。

○武部委員　おっしゃるように、一一・四％というその数字の中にある組合こそが、現実に影響のある組合なんです。えらい悪いけれども、八七・九％なんというのはいとして影響がないのですよ。そういう大事なところが一千万円というワタで押えられておる。これを何とか改正してもらいたい。そういう意向でひとつ進んでもらわなければならぬ。いまあなたの答弁を聞いております。

望があるようでございます。しかし、その辺になりますと、第一条とまっ正面にぶつかるのじゃないかという気がいたしますので、これは私ども、どう考えるべきか、非常に迷っておりますのでございませう。

○武部委員　迷つておるといつても、ちょっとこれは困るのですがね。それで、私どもは、そういう団体加入、いわゆる法人の加入というものが必ず要じやないかと思う。あなたがいまおっしゃった

ように二条との関係、確かにおっしゃればこの二条との関係は出てきますね。そういう点等はありませんが、そういう強い要望があることは御存じですか。生活協同組合の連合会あたりから、特にそういう点についての要望があるということについては御承知ですか。

○今村政府委員 私は、それほど強い生活協同組合の必死の要望であるというほどには受け取っておりません。

○武部委員 必死でないかもしれないけれども、必死ということばはたいへんなことばだが、そういうことはじゃないかもしれないが、そういう意向がかねてからあるということについて御存じでしよ

○武部委員 次は、法文第十一条です。「同種の関係もあって、検討していただけることはいたただけますね、どうですか。」

○今村政府委員 個々の事例を協同組合の関係の人からもよく聞いてみたいと思います。

事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない」したがって、生活協同組合はほかの協同組合と同様に、何ら差別をされるべきじゃない、こういう十一條の条文になっております。ところが、現実にはそういう条文があるにかかわらず、さっきもちょっとおっしゃったと思うのですが、十二條の第四項に関係するわけですが、たとえば私どもが昨年、物価委員会で見察を難生協に行なっていました。その際に、米、酒、そういうものの販売がどうしても許可にならない、こういう点についての話が難生協のほうからあったわけじゃない

ます。その根拠は、この十二条の四項の中にあるように、おそらくこの法文に基づいて関係各省が「通達や運用面でそういう不正をしていると思うの」です。「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同項但書の許可をしてはならない。」この項目をおそらく準用して、私からいえば悪用してそういうことをしているように思うのですが、厚生省としてはこの第十一条の法律のたてまえから

いって、生活協同組合が、たとえば酒であるとか、米であるとか、たばこであるとか、塩とか、医薬品とか、そういうものの取り扱いが現実には阻害をされておるといふ事実をどのように判断をしておられますか。

○今村政府委員 これは、たとえば医薬品販売というのは、一つの法律がございまして、別個の許可の条項になっております。たばこでも同じような問題があります。それで個々に申し上げますと、具体的には大抵変な制約というものはつけないんだというたてまえになっております。

これは、医薬品の販売については知事の許可が薬事法によって要するのですが、それは厚生省で定める設備とか薬剤師がおるといふ状況であれば、ほかの人々と同じように対象になるということ、特別に生協であるからといって差別をしておるわけではない。

それから、たばこの小売りについても、専売公社の關係はありますけれども、指定については特別に差別はしないんだ、ただその場合に、知事さんの員外利用、これはだれでも売れるということになります。これは私ども、この法制定当時から、こういう酒、たばこ、それから塩とかいうふうな専売品、それから米とかにつきましては、員外利用を許すようにしてくれというふうな知事さんのゆる行政の基準というものを示してございまして、県のほうでいろいろ行き違いがあるかもしれないが、筋としては、そういうふうなものは認めてやってくれということにございまして。

それから酒類については、これも酒税法に基づきまして税務署長の免許でありますけれども、これは少し渋いのですが、設立の趣旨から見ても、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人である場合は、当分の間免許しない取り扱いになっておる。要するに、生協というものは特定の組合員だけなんだ、こういうふうなものについては非常に渋いような方針をとっております。しかし、実際にはその付近は大半が生協の地域であ

り、それからその付近に油類小売り業者がない、購入に不便であるというふうな状況が見られる場合には許可すべきであるという国税局長あての国税庁長官通知というのを出ております。これは日にちはちよつと忘れましたが、そういう趣旨で出ております。

それから、米の問題につきましては差別は何もしてございませんが、実質上古い登録業者で手一ぱいでございまして、新規の登録はほとんどしないというふうな実態になっておるようでございます。ただ、生協なるがゆえに差別をするということとはないんだ、こういうことでございます。

それから、塩の小売りにつきましても特に差別はない。これは知事さんのほうから、員外利用をとったというふうなものをつけてくれ、こういう条件が出されております。

○武部委員 いまおっしゃった医薬品とかたばことか、そういうものは一応わかります。問題は酒だつたんです。やはり生協で言われたのはそのうでした。あなたは、税務署は渋いとおっしゃったけれども、全く決くて問題にならぬ。ナシのつてなんですね、申請してから。いつまでたつてもやらぬ。国税庁や何かの裏面の圧力がかかつておるんじゃないかと思われるくらいなんです、聞いてみると。したがって、法の十一條の精神からいうならば、そういう差別はしてはならぬのです。しかし、現実にはそういうものが起きておる。したがって、私は、いままの生協の例を申し上げましたが、現実には税務署長が許可をしないのですよ、いつまでたつても。御承知のように、あそこはたいへん大きなところですからね。これが扱つか扱われないかということ、たいへん大きな影響を与えるのです。したがって、あなたがこっしゃったことが事実とするならば、もう即刻国税庁とそういう点について協議をなさつて、そういう差別をしないようにやつていただきたい。よろしうございませう。

次に、厚生年金の融資の問題です。——あと二つばかりです。年金福祉事業団法施行令第一條の規定によりますと、余裕金の運用について、その融資対象から生協の購買事業の施設がはずされております。このことについて、きょうもちよつと申し上げたように、いままで生活協同組合の発展がたいへん阻害をされておる一つの大きな原因だと私は思ふのです。そういう面から考え、中小企業基本法に基づいて中小企業近代化の資金が出る。あるいは農業基本法に基づいて農協が相当の資金を得る。こういうように、基本法に基づいてそれぞれのそうした資金の対策がなされておるにも関わらず、こうした年金福祉事業団法施行令の第一條のそういう扱い方によって購買事業施設、これの融資が閉ざされておる、こういう点について、厚生省のほうではどういうお考えでございましょうか。

○今村政府委員 実は、これは主管が年金局のほうでございまして、来る前に十分打ち合わせをしてまいりましたのでありますが、その前に、一般的には、年金福祉事業団から、四十年は十二億、四十年は三億四千万、四十二年は二十億というふうな、住宅、それから療養施設、それから職員厚生施設というふうに出ております。

問題は、例の店舗でありますけれども、これは一つには、年金福祉事業団の会社、工場いろいろな住宅とか、資金量の問題があるというのが一つと、それからもう一つ、これは現在、年金福祉事業団でやっておりますのは、被保険者のいわゆる福利厚生というところに還元するのだという意味で老人施設とか、療養とか、体育、教養文化、給食、それから農山漁村あたりでは共同洗たくとか炊事というふうなことまでは、いつておりますが、いわゆる販売のための施設、そこまで踏み切りますと、中小企業者も、たとえばこれは国民年金に入っておりますし、その辺の中小企業の店舗の改造とか、その辺の割り切りがいろいろありますものから、そういう、ことばは悪いですが、それは踏み切れないのじゃないかという心配も原局では相当持っておりますのであります。一つには資金

量がまだ不十分でございますし、その辺がおりますので、今後年金局のほうといろいろ相談をしていきたい、こういうふうな思っております。

○武部委員 このことはたいへん重要な事です。あなたがこっしゃるようですが、いろいろな障害があるかと思ふのですが、生協事業の中心は購買事業なんです。購買施設なんかです。そういうふうなおっしゃる通りに休養施設とか、そういうふうなことに融資しておるのですけれども、現実には、むしろ資金還元の対象としては、そういう購買施設のほうに私は確実だと思ふのです。そういう意味からいって、確かに年金福祉事業団の關係ですが、監督官庁である厚生省としては、対象について抜本的に改正をする、そういうお考えがあなたの方にあるのかないのかはたいへん重要なんです、あなたの方、監督官庁としてそういう意思があらになるかどうか、それをお伺いしてみたい。

○今村政府委員 これは前向きな姿勢で關係部局とよく相談をいたしたい、こういうふうに思っています。

○武部委員 これで終わりますが、私が申し上げたかったのは、生協法のいろいろの過去の経過を聞いてみますと、昭和二十三年に法令が公布になってからも二十年たつておりますね。その間に抜本的な改正があつたのは二十九年で、以後ほとんど改正らしきものはないのです。それできょうは、私は五つ、六つの点を取り上げて質問をしたわけでありまして、員外利用の問題にしても資金の問題にしても、その他先ほどから申し上げるような具体的な例を申し上げてもおわかりになるように、この生活協同組合法については、相当に法改正なりあるいは行政指導の面で改正をしなければならない面があるように思ひます。特に申し上げるために、私どもは神戸の灘の生協を見学をし、具体的にそういう担当の人たちからいろいろ話を聞いて、二十年の歴史の中でこの法律というものも、改正すべき点についてはもうそろそろ——二十年もたつておりますから、特に生活協同組合というものが、行き悩みになつておる

伸び悩みになっているという点については、いろいろ原因があるように思いました。したがって、消費者保護基本法案をつくる場合に、さっき申し上げた十七条の精神に基づいて、ぜひひとつ生協法、特に消費生活協同組合法の法律の内容について御検討いただきたい。私どもも、これから機会を見て具体的に皆さんと折衝したいと思いますが、きょうはその点だけ申し上げておきたいと思っています。最後にひとつ御見解を承りたいと思います。

○今村政府委員 お話のように、実は私二十三年ごろからこれにタッチして、難にもしょっちゅう行っておったわけですが、法改正に手をつけたのは一回か二回くらいしかございませんで、非常に不十分だというふうに思っております。ただ、生活協同組合の運動そのものについても、もう少し経済合理性にしろって進みませんと、非常にいろいろな立場があつて、すぐつづれる組合というのが、二十五、六年、二十七、八年、たくさんあつたわけです。その辺についても、協同組合の中央の本山である日協連ともよく相談いたしまして、必要な法改正についてはじみちに積み上げていきたい、かように考えております。

○武部委員 私は、きょうはこれで終わります。

○八百板委員長 砂田重民君。

○砂田委員 私は、十五日の委員会では食品衛生法のことをいろいろこまかく伺ったのですが、さっそく食品衛生法の見直し、再検討を前向きに厚生省は取り組んでいただいているようでございまして、まことにありがたいことであります。

前回質問いたしましたときに、食品でありますとか添加物あるいは容器、包装等のことは大体話を伺ったのですが、食品衛生法の中の営業の関係のことを落としておりましたので、その残りをきわめて簡単に伺っておきたいと思うのです。

第一点は、現行法の営業の許可対象業種が三十二業種ありますね。この三十二業種について、これを整理する必要があると考えられますか。

○野津説明員　お答えいたします。

御指摘のように、現在三十二業種につきまして、特に衛生上の必要がある、あるいは食品衛生上の必要があるということで営業許可の制度がとられているわけでございますが、業種の内容を見てもまいりますと、ものによりましては六十数万軒の業者があるものもあれば、あるいは非常に少ななくて全国で六軒しかないというような業種もあるわけでございます。またこの分類の方法自体にもいろいろ問題がございますして、どの業種に入れた方がいいのかというようなことも、常に私ども検討の材料になっているところでございます。この問題につきましては、必要のないものにつきましては当然廃止したい、また必要のあるものについては、許可対象にするというふうな方向で検討

していくことにいたしました。と思っております。

○砂田委員 次に、現行法では施設基準をきめておられて、その施設基準に合ったものに対して営業許可をしておられますね。その許可をしたその後は施設監視をやっておられる。しかし、その施設というものは人間が使って動かしにくいのですから——人間が使った場合のことをあまり考慮されていない。そういったような静的な状態にある施設だけでいいかどうか。それからあわせて、従業員の健康管理の問題などが当然この施設管理にからんでくることでありますから、こういった問題について現行法をどう見直すそうとしておられるか。

○野津説明員 御指摘のとおり、現在は施設基準に合っておりました場合には、これに営業の許可を与えるというふうな状態になっておるわけでございまして、その後の運営の問題につきましては、監視と指導というような方向によりまして衛生的な食品がつくられるようなことを考えているわけでございますが、やはり食品というものを製造しておりますというふうな、国民の生活に直接響く、あるいは健康に直接響く問題でございますので、営業者に対して、この業務の重要性にあ

るいは社会的な責任の重さというものを十分認識させることが必要であるのではないかと考えております。その線におきまして、運営上の問題につきましては、営業者に対して一つは措置基準というふうなものを規定いたしましたして、その措置基準の中で営業者が責任を持って運営するというふうな方法をとってまいりたいと思っておりますし、また、従業員の健康管理の問題につきましては、この措置基準の中で営業者に対する責任というふうな形で持っていくようなことを現在検討しております。

○砂田委員 食品衛生管理者という制度がありますね。この食品衛生管理者の資格要件——この前
のときには食品衛生監視員の資格要件のことでい
ろいろ伺ったのですが、食品衛生管理者、これも
またなかなかむずかしい資格要件が規定されてお
るのだけれども、これを一べん再検討してごらん
になるお気持ちはありませんか。それが一点。

それから、この食品衛生管理者という制度のもう少し効果的な運用が考えられないものであろうか、こういう点について伺いたい。

○野津諒明員　現在食品衛生管理者の制度を取り入れておりまして、その必置の義務を営業者に課しているわけでございますが、現在の対象といたしましては、五つの営業種目につきまして必置の状態を持つておるわけでございます。ただ、この食品衛生管理者は営業者の中におりまして、安全で衛生的な食品を製造していくというための非常に重い責任を持つているわけでございまして、現在のところ食品衛生監視員と同じような資格要件を定めてあるわけでございます。ただ、その職責の内容から見まして、やはりそれだけの資格要件というものは堅持しないと、安全で衛生的な食

品というものが、あるいは添加物というものが、消費者の手に渡らないのではないかというふうなことも考えられるわけでございます。ただ、今後の方向といたしましては、こういうふうな業界におきまして、みずから安全で衛生的な食品を消費者の手に渡すというふうな一つの自覚を持ってい

ただきたいという観点から出発いたしました。できるだけ多くの業種に食品衛生管理者の制度を持たせるようにいたしまして、業界自体の自主規制というものが強化していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○砂田委員 食品衛生管理者の必置業種を拡大していくという方向でぜひ考えていただきたいと思っています。

それから、現行食品衛生法全体を見ますと、何かアメリカ連邦法を翻釈してまねたような感じがしてならない。昭和二十二年に制定された食品衛生法という觀念が私どもにもありますから、何かそういう気持ちが出てならない。アメリカの州というものを意識して、その州法があることを前提にしての連邦法——この前の委員会で私が伺った兵庫県の生活科学センターで発見された英国製のイチゴに有毒色素が使われていた。あの事件なんかに取り扱いつても、現行食品衛生法に触れている人はだれ一人いない。食品衛生法に定められてたとおりに行なわれているのだけれども、何か府県に与える権限は中途はんば、国がやらなければならぬ責任体制また中途はんば、そういう点に、私は、この食品衛生法がアメリカの法律を焼き直してつくったのではないかというふうな感じがしてならない。そういう意味から、現在のわが国の政府、地方公共団体というもののあり方に何かそぐわないような気がするのです。食品衛生法の全面的改正と取り組むんだという姿勢をせっかくとっていただいたことですから、この機会に、こういう点も十分考慮しながら食品衛生法を見直していただきたい。これはぜひ要望しておきたいのですが、どうでしょう。

○野津訓明員 現行の食品衛生法におきましては、厚生大臣及び都道府県知事の責任というものが明確にされているわけでございますけれども、ただ、都道府県知事に委任しました部分が非常に大きなウエートを占めているわけでございます。したがって、各都道府県間の財政的、あるいは

はその規模的な問題というものの差が、実際にこの食品衛生行政の個々の部分に反映してくることはやむを得ないような状態も見られておるわけでございます。ただ、食品衛生法二十六条に国庫補助の規定がございます。これは現在の段階では死文化いたしておきまして、政令がなくなっております。ただ法文上は国庫補助の規定が残っております。その点から見ても、できるだけ弱い都道府県には国のほうから援助していくようなことを、もう一ぺん抱き起こしてみることも必要ではないかというふうに考えておきまして、そういうふうな検討したいと思っております。

○砂田委員 最後に一点だけ。

いま御答弁をいただいたような方向で営業についての食品衛生管理、そういうものの営業者に対する措置基準等もつくっていくということになります。中には非常に零細な企業もあることでありまして、こういう基準を守っているだけの施設、管理その他、そういうことをやっていくについての制度的な金融などという措置は、十分うちはらに確立していただかなければ、規制の方法はきめなければ、とてもそれは守れないんだということであれば死んだ法律になってしまいますから、そういう制度をあわせて十分考慮していただきたい、これをお願いいたします。おきまして、私は終わります。

○八百板委員長 有島重武君。

○有島委員 消費者保護基本法の提出によりまして、従来の行政一般が、新しい消費者保護という立場から見直されているわけですが、本日私の質問によってその細目の質問は一応終了することになります。ただいまも砂田委員のほうから、法の運用ないしはその事後のことなどにつきましてお尋ねがあったようでございます。私も、厚生省関係の行政の態度について、特にきょうは全般的には言いませんが、薬事法とか環境法を取り上げまして、その運用のしかたがやや厳密さを欠いている点があるのじゃないか、それから、

事後の処置で消極的な点があるのじゃないか、こういった点について少しお尋ねしたいと思っております。

厚生省といえますから国民の厚生を名としておるわけでありませうけれども、かえって業者とのなれ合い行政にならされていくような印象を国民が受けている、これは重大なことだと思っております。大体四つくらい項目にわたって、なるべく時間を短くしてお尋ねします。

初めに、これは新聞の記事に出ておりましたのですが、化粧品等のメーカー八社に對しまして、レモン何とか、レモン乳液だとか、アストリンゼンとか、この名で市販されている化粧品の表示が薬事法に抵触するからという理由で、これが処置を受けた、回収されたという話でございますけれども、これはほんとうに回収されたものでしょうか、そのことをまずお伺いいたします。

○野海説明員 レモン化粧品の問題は実は監視課長の所管でございます。私、直接所管しておりませんけれども、八社に對しましては回収を指示いたしました。回収をやっております、やったというふうに聞いております。

○有島委員 これはやっておる、やった、少し違ふのございまして、その辺は、きょうは来ていらっしやらないけれども、できればお伝えください。

それからこの罰則でございますけれども、薬事法に明示されている罰則を適用してやったのかどうか、そういったことについてもそちらではわかりません。

○野海説明員 私、現時点においては、あるいは多少間違つたことを申し上げるかも知れませんが、昨年のたしか八月にこのレモン入りの化粧液の問題が outcome として、化粧品業界では、レモンが入っていないにかかわらず天然のレモンが入っているような表示をしておるようなものについては、直していこうという自粛基準をつくったわけでございます。その後若干の期間を過ぎまして、なお、そういう化粧品があるということで、八社に對し

まして、これは薬事法に規定されております、消費者に誤解を与えるおそれのある旨の表示の規定の違反として問題とし、回収の指示をしたということでございます。薬事法違反ということで取り上げられたと思っております。

○有島委員 これは昨年の八月にすでに問題になっていたわけでございます。ことしに入りまして、これは商工委員会だつたと思ひますけれども、私どものほうの近江委員からこの質問をしたはずでございます。それで八社に對して、これは回収になりましたけれども、罰則を適用してきつたとそれを処置しているというのではなしに、ただ回収を指示した、何か非常に弱い態度であるように思ひます。近江委員がそのとき公取のほうに示したのは七つばかり持ってきたのです。新聞に出ておりましたのは八つでございます。そういったしますと、まだまだこのほかにもあるはずなんですけれども、これ以外の他社のことは一体どうなったのか、全部調べ上げた上で一つの処置をとっておるのかどうか、その点はどうか。

○野海説明員 八社以外のものにつきましても、確かに表示の上で問題があるものがあるというところを聞いております。それにつきましても、県を通じて薬事監視上の問題として取り締まる、問題があるものについては八社のものと同様に回収の措置をとらせるように指示しております。それから業界に對しても、八社以外にもあるものについては直すように、業界全体の問題として指導しております。

○有島委員 そうした指導は去年八月に、もうなさっているわけですね。それが実施されていかなければいけません。それが実施されていかなければいけません。それを見落としていらつしやるといひますか、これなんか見ましても、レモンパーマが出ていますね。日本でもわれわれの目にも見えるわけですね。それで業界全般にこれを禁止するといふような通達には出ておりません。八社のこの八品目に限ってこれを回収するように指示したといふふうな新聞には出ておりませんが、それは誤報ですか。

○野海説明員 八社以外のものにつきましても、同様に、レモン入りという表示について問題のあるものについては、県に對して回収の措置をとるよう指示をいたしております。

それから、先ほど先生ちよつとお触れになっておたのですが、この問題につきましても、確かに先生のおっしゃるような手ぬるいというような問題にあるかも知れませんが、これにつきましても、実は従来比較的安全なものが多いので、従来比較的安全な美容品ではないといふことで、従来比較的安全な面での監視を十分やっております。そこで昨年の中ごろから手をつけてやりました問題でございます。当初やはりそういう比較的安全な範囲で行なわれており、かつ、その点については従来あまり監視の目を、あまり厳重な態度をとっていませんでした。問題でございます。そういう経過もございまして、当面やはり指導的な立場でやっております。ある程度の期間を過ぎても、なおかつ、そういう誤解を生ずるような表示を続ける場合には、これはもちろん薬事法上の罰則の適用という面でおっしゃっております。思いますけれども、それはやはりある程度の期間を経過しましたらばそういう強い態度で臨むべきだろう、私、直接の所管課長ではございませんけれども、そういうふうに考えております。

○有島委員 公取のほうの御意見を伺いたいと思ひます。

○伊從説明員 化粧品の不当表示の問題につきましては、いま数件につきまして調査中でございますが、この調査と並びまして、業界のほうで、この際こういうふうな表示の問題については、姿勢を正して公正競争規約をつくりたいというふうな申し入れもございまして、この動きとにらみ合わせながら調査を進めていきたいと思っております。

○有島委員 わかりました。公正競争規約によつて業界全般にわたつて大きくやはりこれを考えて

いつていただきたい、そう思います。

それから、いまのレモンの話とはちよつとずれるのですけれども、それと関連いたしまして、ここにはレモンパーマというものが出ておりました。コールドパーマの液につきまして、少し伺っておきたい。現在使用されております二浴式のコールドパーマ液はいつごろ許可されておったか、どういう実験データによってこれが許可されたのか、その辺の事情を伺いたいと思います。

○野海説明員 この二浴式のコールド・パーマメント・ウェーブ液は、昭和二十五年ごろから化粧品として製造を認めたものでございます。そして昭和三十三年に薬事法の全面改正がございまして、それに伴いまして、医薬部外品に指定したというところでございます。したがって、これは三十六年以前は化粧品という形で許可されております。実は制度的に申しますと、昭和三十一年以前は、化粧品につきましては、個々の品目ごとについて許可という制度になっておりませんで、製造業あるいは輸入販売業の登録をとれば、個々の品目については、化粧品についてはどの化粧品でも製造できる、輸入できるという仕組みでございまして、製造業の登録制度をとっておった次第でございます。したがって、個々の化粧品についてのチェックは三十一年以前については行われておりません。そういう状況でございます。

○有島委員 これは医薬部外品になったわけでございますね。医薬部外品になったというのはどういう理由なんですか。

○野海説明員 昭和三十三年に薬事法の全面改正を行ないまして、そのときに、それ以前の薬事法にありました、医薬品及び化粧品以外であつて、たとえば、具体的に申しますと、仁丹のような口中清涼剤であるとか、あるいは天花粉のようなあせもの防止のものであるとか、そういったような、医薬品としての治療、予防目的も持つておらないし、また化粧品としても、化粧品の定義にも当てはまらない、しかしながら、医薬品なり化粧品に非常に類似の性格を持つており、かつ、それ

に似たような規制を行なう必要があるというようなものについて、医薬部外品という制度を新しくつくつたわけでございます。このコールドパーマ液は、その医薬部外品にまさに入るべきものだろうというところで、従来は化粧品の範疇に入つておつたものを医薬部外品に移した、こういうことでございます。

○有島委員 非常にうまい言い方みたいなんですけれども、からだに一つの影響を及ぼす、そういったおそれがあるから医薬部外品になつたのだじゃないのですか、いまおあげになつたものも。だから、どういう根拠で医薬部外品にしたかという問題でございますが、からだに影響を及ぼす度合いが大きい、健康に影響を及ぼすおそれが大きい、そういったことがきめ手になっているのじゃないでしょうか。

○野海説明員 医薬部外品も、法律上作用が緩和でなければならぬということになっております。たとえば医薬品の中には相当作用の強いものもございまして、作用の強いものは、医薬部外品としても適当でない、医薬部外品の定義には当てはまらないということでございます。先ほど申し上げましたように、これは新法による化粧品の定義からしまして、普通の化粧品のようないふ使用法ではございせん。化粧品の定義にはびたりと当てはまらないということ、しかも、医薬品あるいは化粧品と類似の規制をする必要があるということで、医薬部外品に持つていったわけでございます。

それから先ほどの、コールドパーマメント用剤はある程度人体に対して有害作用があるのじゃないかという点でございますが、確かにこのコールドパーマ用剤は、使用方法、使用量等を誤つた場合、あるいは特に特異体質の人が使つたような場合に皮膚に障害を生ずるというような場合がございまして、そういったものにつきましては、三十一年だつたと思ひますけれども、コールド・パーマメント・ウェーブ用剤基準というものを制定いたしました、この基準に合うようにということでは

質の確保をはかつております。それからもう一つは、その後、この使用方法を誤らないために、コールドパーマ用剤について、メーカーに一定の取り扱い上の注意事項を表示させるという指導も行なつておるわけでございます。

○有島委員 私の聞きましたところによりますと、このコールドパーマの液については、チオグリコール酸ですか、これは非常に毒性のあるものである、それで、その使用がアメリカでは一九四六年に全面的に禁止されておる、そういうふう聞いています、それが、こちらではそういった事実を御存じの上でやつていらつしやるのか、御存じないのか。

○野海説明員 いま御指摘のような事実につきましては、私のほうは聞いておりません。

それから、このパーマメントウェーブ用剤につきましては、薬事審議会に専門の調査会を置きまして、薬理とか毒性につきまして専門の学者でいろいろ審議検討していただいておりますけれども、その調査会の専門医学者の間からもそういうことを聞いたことはございせん。

○有島委員 これは髪の毛をやわらかくして溶かしていく作用があるわけですね。それで皮膚に浸透していく力が強い。それで、これはポリオなんかを培養するときにも使つたりなんかして、いろいろなおそれが考えられておる。これの使用法を誤つてはけになつてしまつた女の人人なんか、幾つか新聞の報道にもありました。それで、その濃度について、アメリカのほうでもって許可をしたときの濃度というのは大体五・五％ですか、までというふう聞いております。日本の許容濃度、それはどのくらいになつておりましたか。

○野海説明員 チオグリコール酸の含有量は、この基準では二％から七％となつております。

○有島委員 こうした、厚生省なんかも一つの警告を発しながら使用を許可しなければならぬようなものがある。こういうことに対して、さらに毒性のないものでこういうものを開拓できないかというふうな前向きな姿勢があつてもいいと思ひ

ますけれども、これについては、そういったあぶない性質を持つておるもの以外には、これしかないのでしょうか。コールドパーマの液としてこれ以外のものは見当たらない、あるいは発見されておらない、許可されておらない、その点はどうなんでしょうか。

○野海説明員 確かに二浴式の従来のコールドパーマ用剤は、使用方法を誤つた場合あるいは体質によりましては若干の副障害あるいは毛髪を弱めるということもございまして、これは正しい使用方をすれば限り問題ない。また、特異体質の人については確かに使わないほうが好ましいのですが、そういった面については相当詳細な注意書きをつけさせておまして、それを守つて使う限り問題がないと思ひます。それから、かりに多少皮膚に付着するようないふことがあつても、それは重大な障害を生ずるようなことはないだろうというふうなことを考へております。

それから、従来のような二浴式のパーマ用液以外に何かないかという御質問でございますけれども、これにつきましては、実は若干われわれのほうに製造許可の申請が出ておるものもございまして、しかしながら、従来のものと比較しまして、パーマ効果の点あるいは皮膚、毛髪等に対する作用の面で、従来のものよりもすぐれておるといふようなものは、現在のところまだあらわれておりません。

○有島委員 私の聞きましたところでは、いまのチオグリコール酸の三％以下でもってこれが十分処理できるといふような液がかなり前から開発されておつた、特許もすでにとつてあつた、そういうようなのが、これは新聞記事でもって私ども見たわけでありまして、ずいぶん長い間許可になつていない、そういうようなこともありました。それで、もう自由に競争させていくという立場から見ても、現在よりもかりに危険度の低いものがあるならば、いまおつしやつたのはコールドパーマをやつていく上に効果が少ないか少ないかというふうなことまで立ち入つて言われたようでご

た環営法にもどりますと、床屋の値段の上がり方なんかでも、ほとんど同じ地域が同時期に上がつていくわけにございます。前のときには、組合の申し合わせによりこう上がつたというような表示が出ておりましたけれども、このころは聞いてみますと、そういうことは表示はされていないけれども、床屋のおやじをつかまえて「上がつたね。」と言うと、やはり「これは組合の申し合わせがありましてね。」という答えがみな返ってくるわけですね。それは一種のやみの価格協定である

るといふふうに思われましても、こうした環境営法本来の不衛生を排除するという、これが一番の重点であるべきだと思うのです。そういうことから少し逸脱しているのじゃないか。したがって、これは何か業者とのなれ合いの上でもって運営されているのじゃないかという印象を非常に強く受ける。環営法については、やはりもう一べん検討していただきたいと思ひます。

それから、同じくこれも最近の新聞に出ておりましたが、動くスーパーというのですね。移動販売車の問題でございますが、これは、わが党の広沢委員の質問に坊前厚生大臣がお答えになつてゐることなんですけれども、昭和四十二年の三月でございます。「食肉販売の移動販売車によって販売をする」といふことは、これは価格を引き下げる上に非常に資するところが多いと思ひます。さういふ意味におきまして、厚生省といたしましては、この移動販売車のいろいろな衛生設備等の条件がございますけれども、その条件を緩和をしていこう、こういうふうに考へておりました。それで、「三月三日付で自動車による食品の移動販売に関する取り扱い要領についてすでにそういう通達をいたしたような次第でございます。」こういうことがありました、これが一年間も放置されてあつた。それで現実にはなかなか許可してもらえない。本省のほうではさうなつておるのに、地方のほうではそれがなかなか許可をされない。これについてやはり事後措置といふますか、ほんとうにいいものであればどんどん進めていくという姿勢が欠けておるのではないか、そういうふうに思われるのでございますけれども、その点はいかがでしょう。

○神林説明員 本省としては、基本的な態度として、ああいうものは公衆衛生の立場から見ても問題がなければ許可しろという方針で、全国へ局長の通達を出しておるわけでございます。一部府県で、私たちの聞くところによりますと、何かまだ県の規則を変へないというところがあるやに聞き及んでおりますから、できるだけ、そういう府県

に対しましては、至急規則を改正いたしまして新しい事態に即応できるようにいたしたいと考へております。

○有島委員 こうした問題を通して、最初に申し上げましたように、一つの通達を出した、あるいは回収の指示をしたと言われるけれども、そのやり方を見ておりますと、やはり一つのセスキニアにとどまつておるような、非常にあいまいな印象を強く受けます。今後の消費者保護の行政につきまして、これからいろいろ御検討をいたたくわけでございますけれども、その運用と事後処置について、それからまた、将来の消費者保護のあるべき方向に向かつて積極的な一つの態度を今後示していただきたい、そう要望して私の顧問を終わります。

○八百板委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は明後二十五日、木曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

昭和四十三年四月二十七日印刷

昭和四十三年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局